

病院（診療所、助産所）開設届出書

年 月 日

（宛先）静岡市保健所長

住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

開設者

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の職、氏名〕

電話

次のとおり病院（診療所、助産所）を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

病院（診療所、助産所）の名称				
開設の場所	電話			
開設年月日	年 月 日			
開設許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			
管理者の住所及び氏名				
診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師	氏 名	担当診療科名	診療日又は勤務の日	診療時間又は勤務時間
薬剤師の氏名				
分娩を取り扱う助産所にあつては、嘱託医師及び嘱託する病院又は診療所	医 師	住 所	氏 名	
	病院又は診療所	所 在 地	名 称	

（注）

- 1 助産所については医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第15条の2第2項の規定に基づき産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが同条第1項の対応をすることを同条第2項の病院又は診療所に嘱託した場合には、嘱託医師の住所及び氏名記載欄に、当該病院又は診療所の所在地及び名称を記載してください。
- 2 管理者の免許証の写し、臨床研修修了登録証の写し（医師にあっては平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者、歯科医師にあっては平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者に限る。）及び履歴書並びに診療に従事する医師若しくは歯科医師、薬剤師又は業務に従事する助産師の免許証の写し及び履歴書を添えてください。
- 3 助産所については分娩を取り扱う場合には、医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師に嘱託した旨の書類（同条第2項の病院又は診療所に同項の規定による嘱託をした場合には、当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に嘱託を行った旨の書類）及び同条第3項の病院又は診療所に同項の規定による嘱託をした旨の書類を添付してください。